

警 察 署 協 議 会 会 議 録

名 称		大 阪 府 都 島 警 察 署 協 議 会
開催日時		令和6年6月18日（火） 午後2時から 午後3時50分までの間
開催場所		大阪府都島警察署 4階講堂
出席者	委 員	森田会長 梅崎委員 平井委員 横路委員 水谷委員 河田委員 北村委員
	警 察	署長 副署長 総務課長 留置管理課長 会計課長 生活安全課長 地域課長 刑事課長 交通課長 警備課長 犯罪抑止戦略官 広聴相談係長
議 事 概 要		1 会長あいさつ 委員の皆様、今日は、何かと御多忙のところお集まりいただき、誠にありがとうございます。また、警察署協議会の運営にあたり、平素から格別なる御支援、御協力をいただいておりますことに対し、この場をお借りし、お礼申し上げます。 春の異動で署長をはじめ警察幹部の皆様もかなり入れ替わり、新体制の都島警察署がスタートされました。まずはお互いの顔と名前を覚え、委嘱されました職務をこなしていく所存でございます。 地域住民が安心して暮らせる安全なまちづくりのために、事件や事故に関する検挙、取締りは警察にお願いするしかありませんが、地域住民の声により未然に事件や事故を抑えることも可能です。 犯罪が発生しにくい、あるいは、事故が起きにくい環境づくりには、官民一体となった取組みが不可欠であり、それが「安全なまちづくり」の原点であると考えております。 今後も引き続き、警察の良きアドバイザーとして機能していく所存でありますので、皆様の御協力をよろしくお願い申し上げます。 2 署長あいさつ 都島警察署長です。平素、皆様におかれましては、警察行政への深い御理解と御協力をいただきまして誠にありがとうございます。 さて、警察署協議会は民意を反映させた業務運営でございます。平成13年に警察署協議会が全国でスタートしたわけですが、これは、平成12

議 事 概 要

年に桶川事件があったり、神奈川県警の組織的な隠蔽等があったことから、有識者が集まって、緊急提言が発せられました。

今年の大阪府警察の運営基本指針は、「府民が安心して暮らせる安全なまち大阪を確立するための警察活動の推進」となっており、これを主軸にして重点目標がつけられています。重点目標の中には、「府民の期待と信頼に応える警察活動の推進」とあります。地域によって様々な課題がありますので、地域住民が願っていることを皆様がその代表者としていろんな御意見を私達に出して下さい。

本当の生の声を聞かせていただき、それを私達の業務運営に反映させて、「都島警察署は府民のためにやってくれる組織だ」と言われるように頑張りたいと思っています。どうぞ忌憚のない御意見・御要望をよろしくお願いいたします。

3 業務報告

(1) 犯罪抑止戦略室

管内の犯罪発生状況

(2) 生活安全課

特殊詐欺被害の状況と還付金詐欺手口

(3) 地域課

巡回連絡の協力依頼

(4) 刑事課

検挙事例

(5) 交通課

管内の交通事故発生状況

(6) 警備課

天神祭における警備

4 議事

(1) 「天神祭について」

【委員】

天神祭ですが、これまでコロナの関係で、縮小していましたが、今年から通常に戻り、見物人等が増えると思われます。

特に、都島警察署管内の京橋や桜之宮周辺の規制等もコロナ前に戻るのでしょうか。

【警察】

詳細な規制等についての回答はできませんが、コロナ前、また昨年と同等の規模感で行います。

(2) 「駐車違反について」

【委員】

近隣住人の話によれば、都島本通1丁目付近にある倉庫会社に入りするトラックが頻繁に駐車しています。

そのトラックは荷物の積み込み等で長時間にわたり駐車しており、通行の妨げにもなっているようなので、取り締まって下さい。

【警察】

当署でも昨年都島本通1丁目に所在する倉庫会社付近での駐車問題については現在対応中であり、交通指導係で定期的に巡回等を行い、現状の確認等を行っています。

また、交差点直近に停車しているトラック等があれば、直ちに取締りを行うことが可能であり、地域課員とともに取締りを行っています。

倉庫会社自身には、管理者対策として長時間に及ぶ積み込み作業等にならないよう、会社の責任者に対して面会を行い、指導もっており、万が一、トラックが駐車していて、通行の妨げとなっていたと思われる時は、都島警察署に通報するか110番通報をして下さい。

定期的に交通指導係でも巡回を実施しますが、地域課の協力を得てパトロールも実施して、交差点直近にトラックが停まっていれば、今後も積極的に取締りを実施していきます。

(3) 「通学路における変質者について」

【委員】

これから夏にかけて、都島中学校の学生が登下校する際、中学校北東付近のJR環状線高架下で下半身を見せてくる変質者の男が居るので取り締まって下さい。

【警察】

下半身の露出はいわゆる公然わいせつ事件となります。言われていますように夏場には公然わいせつ事件が多発する時期となりますので、痴漢等を含めた事件発生を防止するため警戒を強めていきます。目撃情報が寄せられれば、その時間帯、場所につきましては交番の警察官と連携をとりつつ重点警戒を行わせていただきます。

また、取締りとしましては、目撃者本人から詳しく事情聴取をするとともに、犯人の特定に向けて捜査を行います。去年につきましても、目撃情報を元に検挙しておりますので、今年も同様に行っていきます。

(4) 「公園内の不審者について」

【委員】

毛馬町1丁目の公園内で、時間は特定できませんが、時々、不審な年齢70歳位の男が自転車に乗って徘徊しているので、パトロールをして下さい。

【警察】

申し出の不審者につきましては、これまでに目撃情報等は把握しておりませんが、所管する交番の勤務員等に周知し、パトロールを強化してまいります。

(5) 「無灯火の自転車について」

【委員】

夜間帯、内代町2丁目付近にあるスーパーへ買い物に行く人が、無灯火で電動自転車に乗車しており、危険なので取り締まって下さい。

【警察】

地域課と情報共有して、自転車の無灯火運転の指導取締りを実施し、無灯火で自転車等を乗車した者を発見した際には、灯火を点灯して走行するよう粘り強く指導取締りを実施してまいります。

(6) 「安まちメールについて」

【委員】

還付金詐欺等のアポ電が発生すれば、安まちメールで送信されていますが、薬物事案等の被疑者を検挙した際も発信されるのでしょうか。

【警察】

安まちメールの基本的な趣旨としましては、大阪府の住民に広く自主防犯行動を講じるために、必要な情報を配信することになります。いわゆる、「こういうことが発生しており、被害に遭う方がたくさんいるので、気をつけて下さい」といったものです。

この配信にもいろいろ注意すべき事項もあり、信憑性が薄く府民を不安に貶めるだけのものや、被害者等の意向や、捜査に支障が出るもの等は配信を控えさせていただいています。

特に捜査をしているものは、個々具体的に検討する必要があり、連続発生するおそれのあるもの、社会的反響の大きいものは安まちメールを配信しますし、このような事件が検挙されれば、検挙のメールも配信させていただいておりますが、通常の事件検挙に関しましては、安まちメールによって広く住民に自主防犯行動を講じていただくよう促す趣旨からは少し離れてしまいますので配信はしておりません。

(7) 「道路の白線の更改について」

【委員】

東野田交差点で、右折へ誘導する白線が見えにくいので、補整して下さい。

【警察】

東野田交差点は東西が国道1号、南北が主要地方道赤川天王寺線が交わる都島警察署でも主要交差点として交通事故抑止のために対応している交差点であります。

当署としまして、東野田交差点の横断歩道、停止線、指示表示である導流帯（左折レーンを明らかにするゼブラゾーン）、規制標示（交差点中心にある右折を明らかにするマーク）を道路管理者である国土交通省に修繕依頼を申し向け、今年1月に修繕が完了しています。

東野田交差点は、主要幹線道路が交わる交差点で、交通量も非常

に多いことから、他の道路と比べて、通過交通による道路標示の摩耗が激しいと考えられます。

委員の意見では、「右折へ誘導する白線が見えにくい」ということですので、早期に交通規制係で現場調査を実施して、修繕が必要と判断すれば国土交通省に修繕依頼をします。

本来なら、全ての道路標示の修繕を早期に実施したいのですが、予算の関係上、早期に必要な修繕箇所から対応しておりますので、どうか御理解いただければ幸いです。

(8) 「京橋の治安について」

【委員】

京橋の繁華街では、強引なキャッチや朝までやっている飲食店等があり、客同士のトラブルも発生しています。

制服の警察官が定期的にパトロールをしてくれていますが、夜間帯の治安が心配なのでこれからも引き続きお願いします。

【警察】

御期待に添えるよう、所管する交番の勤務員等に周知し、パトロールを強化してまいります。

これから、夏場を迎えるにあたり、京橋地区では、酔客の増加が見込まれ、それに伴い、路上での寝込み客の保護の取扱やそういった酔客を狙って金品を窃取する仮睡者ねらい等の手口の窃盗事件の増加が予想されます。

適切な声かけによる防犯指導や保護により、生命身体財産を守るためにも、くれぐれも泥酔状態になるまでの深酒を慎むことはもちろん、相互扶助により酔客を一人にしないことや寝込み客を認めた場合は110番通報を行っていただければと思います。

また、人通りの増加により、ＪＲ、京阪間の連絡通路におけるライブ苦情等道路の不法占拠、風俗店のキャッチに対する苦情、飲食店等から漏れる騒音への苦情等も増加が見込まれます。

通路や店舗に対する騒音への苦情に端を発する喧嘩等もあるところ、通路でのライブ等による不法占拠は無許可によるものであれば道路交通法違反、騒音は条例違反になる可能性もあることから、見聞きすれば、御自身で注意することなく110番通報等をお願いします。

さらに、キャッチについて風俗店や飲食店で飲食等した結果、法外な飲食代金を吹っかけられ、いわゆるボッタクリに遭うことも考えられるところ、キャッチには安易について行かない、キャッチを見かければ通報して貰うことを励行していただきたいと思います。

5 協議会開催前に寄せられた質問に対する回答

(1) 「自転車のヘルメットについて」

【委員】

自転車のヘルメットですが、通勤の際に便利な折りたたみ式で強

議事概要	度を備えているヘルメットを警察から製造メーカーに働きかけ等をしているのでしょうか。 【警察】 製造メーカー等に対して、警察側から持ち運びが便利なヘルメットを製造するようにと働きかけることはしておりません。 令和5年4月から、道路交通法の一部が改正され、自転車利用時のヘルメット着用が義務化されましたが、まだまだ着用率は低い状況です。警察としても自転車利用者に対するヘルメット着用に向けての広報啓発活動を実施して、一人でも多くの自転車利用者にヘルメット着用を促しております。 どのようなヘルメットを着用すればいいのかという話ですが、日本国内にはヘルメットの安全性に関する任意の規格等があり、例えば 一般財団法人製品安全協会が定めた安全基準への適合を示すSGマーク 公益財団法人日本自転車競技連盟が定めた安全基準への適合を示すJCFマーク 日本産業規格が定めた基準への適合を示すJISマーク 等と安全性が確認されているマークが付いているヘルメットの着用を警察としては推奨しています。 安全性のマーク等についての詳細については、国民生活センターのホームページ等を参照にしてください。
------	---